

F P I C大阪のハーグ条約に基づく親子交流支援による実施のためのルール

1 受理面接（事前面接）の要件

- (1) 父母は、外務省に「面会交流支援機関の支援申込書」を提出していること。
- (2) 父母は、F P I C本部所定の「面会交流に関する確認書」（以下、「確認書」という。）をF P I C本部に提出すること。

2 受理面接（事前面接）の実施

(1) 受理面接日程調整方法

電話、F A X又はメールにより受理面接日を予約する

電 話 06-6943-6783

F A X 06-4792-7535

メール fpic-o@gol.com

受付時間 午前10時から午後4時（土日祝日を除く。）

父母がそれぞれ申込み、父母別々で面接を行う。

(2) 面接方法

F P I C大阪事務所での対面又はズームによるオンライン

(3) 面接時間

面接時間は約1時間

(4) 父母間の合意書の提出を求められることがある。

3 支援の開始

(1) 日程調整（実施日を決める。）

電話、F A X又はメールで双方の都合を聞いてF P I C大阪が決める。

(2) 対面による付添型（立会型）

①場所 初回はF P I C大阪事務所で行う。

2回目以降は父と母との合意が確認書に明文化されていれば、F P I C大阪事務所から公共交通機関を利用して1時間半の距離までにある児童遊戯施設等の外部でも実施できる。ただし、自宅、知人宅、別居親の滞在先では実施しない。

*なお、子どもとの児童遊戯施設等での交流では、子ども及び支援者

の児童遊戯施設等の入場料又は入館料は父又は母の負担とする。

②支援時間 午前 10 時から午後 4 時までの 2 時間程度

ただし、子どもが泣いたり、拒否する場合には、時間内でも終了することがある。

(3) ウェブによる見守り型

子どもが F P I C 大阪事務所において別居親とズームで親子交流する際に支援者が見守りを行う。

その他は、上記(2)の①及び②に準じる。

(4) 受渡し型

① 一期日につき 2 時間ないし 5 時間。予め確認書に具体的な時間、交流場所、参加者等を明文化していること。受渡し場所は、F P I C 大阪事務所とする。

② 受渡しの時間は午前 10 時から午後 4 時までの間

③ 第 1 回目のみ F P I C 大阪事務所で行う。

(5) 当日の集合方法

① 別居親が先着の場合

別居親は開始時間の 15 分前までに F P I C 大阪事務所又は指定の場所に到着して待機する。同居親は開始時間の 5 分前に F P I C 大阪事務所又は指定の場所に到着する。

② 同居親が先着

①の別居親と同居親の順を逆にする。

(6) 変更連絡

子どもの体調不良、航空事情等により予定の日時に実施出来ない事情が生じた者はすみやかに F P I C 大阪に連絡する。

別居親が来日後、子どもの体調不良等により交流が実施できなかった場合でも F P I C 大阪は責任を負わない。

(7) 日程の変更があった場合の取り扱い

予定日に実施できなかった場合でも4期日は親子交流の実施を支援する。

(8) 付添型親子交流支援場面での同居親の参加

父母間に交流場面への同居親の参加を認める合意がない限り、子どもが同居親から離れることができないなどやむを得ないと判断された場合以外は同居親の交流場所への参加を認めない。

(9) 支援回数

対面が4回、ズームが4回の合計8回の支援が可能である。

4 交流中の注意事項

(1) 父母双方は、子どもの意向を尊重し、子どもが安心して別居親と交流できるよう互いに努力する。

(2) 交流中の写真や動画の撮影、音声の録音、外部との通信、プレゼント及び別居親の親族との交流に関しては、父母の合意がある場合に限り認める。

(3) 親は飲酒、薬物使用の上で親子交流に来ることを禁止する。

(4) その他、支援担当者の助言、指示、指導に従う。

5 援助を中止する場合の例示

(1) 支援担当者の助言、指示・指導に従わず、支援担当者の父・母に対する信頼関係が損なわれた場合

(2) 親子交流支援中及び前後に、当該ケースの父・母及びその関係者による他方親及び支援担当者に対する暴言、暴力、威圧、つきまといなどの不適切な行為が認められた場合

(3) 親子交流支援中に、当該ケースの別居親及びその関係者による連れ去り（未遂を含む。）、その他子どもの福祉を著しく害する行為が認められた場合

(4) 子どもが親子交流を強く拒否しているなど子の心身の状態が親子交流実施に耐えられないと判断される状態が続いた場合

注：このルールは、外務省により援助決定を受けた父母を対象とする。